

ふくしま消防力強化事業支援業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県の消防団に対する理解度や地域の検討課題を明確化し、調査分析を行うことにより、消防団確保のための効果的な広報戦略となる資料を作成の上、各地域に提示することで、本県の地域防災力の向上を推進させることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

ふくしま消防力強化事業支援業務

(2) 契約締結予定日

令和6年7月下旬

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 契約事業者の選定

企画提案書による審査（書面審査及び対面審査）を行い、最も優れた提案者を選定する。

(5) 委託業務の内容

本要領並びに別紙「ふくしま消防力強化事業支援業務仕様書」を参照。

3 委託契約上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記の金額以下で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

4 スケジュール

日 程	内 容
令和6年7月10日（水）	公募開始
令和6年7月12日（金）	質問書の提出期限
令和6年7月16日（火）	質問書への回答期限
令和6年7月19日（金）	参加申込書の提出期限
令和6年7月22日（月）	企画提案書等の提出期限
令和6年7月26日（金）	第一次審査結果の通知
令和6年7月29日（月） 予定	第二次審査結果実施日（対面審査）
令和6年8月上旬（予定）	審査結果の通知
令和6年8月上旬（予定）	契約締結

5 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

参加を希望する場合は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ① 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- オ 県税を滞納している者でないこと。
- カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 募集要項等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県危機管理部消防保安課（以下、「消防保安課」）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、消防保安課窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 本業務に関する質問等の受付

本業務に関し、質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。なお、審査を公正に実施する上で、回答しかねる場合がありますので、御承知おきください。

(1) 質問書の提出期限

令和6年7月12日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により「1 2 問い合わせ及び各書類の提出先」まで、電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「【質問】ふくしま消防力強化事業支援業務」とし、電子メール又はFAXとも電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問の回答は競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月16日（火）までに、消防保安課のホームページで公表します。（個別の回答は行いません）。

7 参加申込書の提出等について

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けないので注意してください。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(第2号様式)
- イ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- ウ 登記簿本（写し）

(2) 提出期限

令和6年7月19日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

参加申込書（第2号様式）を電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「ふくしま消防力強化事業支援業務公募型プロポーザル参加申込書」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

8 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加申込書の提出等について」による手続きを行った上で、企画提案書等を以下により郵送または持参により提出してください。

(1) 提出書類等

- ア 企画提案書（表紙、目次を除き20ページ以内。任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）
- イ 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版）
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式）
- エ 会社概要書（第3号様式）
- オ 業務実施体制書（第4号様式）
- カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）
- キ 担当者経歴書（様式第6号）

- (2) 提出期限
令和6年7月22日(月)17時まで(必着)
- (3) 提出方法
郵送または持参
- (4) 提出部数及び提出形式
6部(正本1部、副本5部)

9 企画提案書類の記載内容について

原則として、事業者の特長を活かした自由提案といたしますが、別添「業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ及び下記(1)～(7)の内容について盛り込み、事業費内に収まるように積算し提案してください。

- (1) 本業務を行う事業推進の人員体制
- (2) 事業実施の計画(タイムスケジュール)
- (3) 事業者が持っているノウハウの活用
- (4) 業務に対する理解度
- (5) 調査・分析手法の実効性
- (6) 広報戦略作成までの考え方及びプロセス
- (7) 効果的な広報事業の実施に対する考え方

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 企画提案書の失格
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。
 - ア 募集要項等で示す条件に違反した企画提案書
 - イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
 - ウ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
 - エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - オ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - カ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。
- (3) 辞退
参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (4) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他

- ア 参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出後における企画提案書類等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。
- オ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

1 1 業務委託業者の選定方式

(1) 審査方法

契約候補者（単独随意契約候補者）の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下審査委員会という）が行います。プロポーザル参加者の提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定します。（審査基準は下記参照）

なお、総得点が同点となった場合、審査委員による協議の上、業務委託予定者を決定します。

(2) 一次審査会（書面審査）

企画提案書について（4）評価方法の評価基準により書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定します。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知します。

(3) 二次審査会（対面形式）

一次審査で選定された対象者に対し、対面形式にて企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施します。二次審査結果については、二次審査参加者全員に対して書面で通知します。

ア 開催日及び開催方法

令和6年7月29日（月）福島県庁北庁舎内（予定）

※詳細は別途通知します。

イ 二次審査の所要時間（予定）

説明15分 質疑5分 計20分

(4) 審査基準

ふくしま消防力強化事業支援業務（案）について、下記のとおり評価を行い、契約候補者等を選定します。なお、総額が5,000,000円（税込）を超えた場合は失格とする。

ア 企画提案の内容について、企画提案の評価、業務遂行の評価、金額の評価を行い、その合計点を総合評価点（500点満点）とします。

評価内容	配点
企画提案の評価	35点
業務遂行の評価	65点

イ 最低基準

合計300点（6割）を最低基準とし、各委員の評価の合計が最低基準を下回った場合は候補者契約者としません。

(5) 評価方法

下記審査基準に基づき総合的に審査します。

ア 業務遂行・企画提案の評価

①評価項目及び配点基準

審査項目	評価基準	加減率	最高配点
業務遂行			
業務体制	・適切なバックアップ体制がとられており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか	*2	10点
業務工程	・業務を円滑かつ実現可能な工程及び作業内容が明確に示されているか	*2	10点
業務実績	・同種業務・類似業務実績に基づくノウハウ・経験を有しており、それらが本業務にいかせる可能性が高いか	*3	15点
企画提案			
業務に関する理解度	・消防団の果たす役割や現状と課題を十分理解した上で、提案しているか	*3	15点
調査・分析に関する提案	・消防団の課題や魅力についての情報を積極的に収集・分析することができる調査手法となっているか。また、消防団に対する意識調査実施に当たり、効果的な実施手法、集計分析方法等が具体的に提案され、その分析結果の活用方法が明確に示されているか	*6	30点
広報戦略作成についての認識・視点	・広報戦略を作成するに当たり、提案された考え方や作成のプロセスについて、合理性・的確性・実現性があるか。また、今年度実施する事業（想定）が短期間で効果を上げるものとなっているか	*4	20点

【業務委託予定者の選定】

- ・審査委員（5名）が審査項目ごとに評価点数（0点～5点）から採点し、加減率を加え、合計したものを算出します。
- ・全審査委員の合計得点により、事業者の順位を決定し、最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点が6割（300点）以上であることを条件とします。

(6) 審査結果通知等

ア 審査結果

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に、書面により選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとします。

(7) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で 契約を締結します。

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり
に反映されない場合もあります。

また、契約締結後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度
の履行が困難又は合理的な理由でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、
契約の解除、違約金の請求の対象となります。

イ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退
した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

1.2 問い合わせ及び各書類の提出先

〒960-8670福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁北庁舎3階）

福島県 危機管理部 消防保安課

電 話：024-521-7190

F A X：024-521-9829

e-mail：syoubou@pref.fukushima.lg.jp